宮城県地域福祉支援計画（第3期）　《計画期間：H28年度～H32年度》

計画の概要 ［第1章］

地域福祉の理念

◆地域福祉とは
　それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう，行政，地域住民，福祉サービス事業者やボランティア・NPO等様々な主体がお互いに協力して，「公」「私」を問わず地域の多様な社会資源を活用し，地域ごとに特色ある活動を行い住民にとってより良い福祉の実現に向けて協働していく取組
◆ソーシャル・インクルージョン
　全ての人々を孤独や孤立，排除や摩擦から援護し，健康で文化的な生活の実現につなげるよう，社会の構成員として包み支え合うという考え方
◆復興に向けた様々な取組や少子高齢化等，社会環境の大きな変化の中，すべての県民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために住民主体の支え合いを中心とした地域福祉のさらなる推進が必要

地域福祉を取り巻く状況 ［第2章］

1　地域社会の状況
・少子高齢化，核家族化や一人暮らし世帯の増加等により家族内の支え合いによる自助システム機能が弱体化

2　地域社会が抱える課題
・家族や地域における支え合いの機能低下や地域の連帯感の希薄化が進み，公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加
・高齢者や児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）による被害が深刻化，生活困窮者は，社会的にも孤立しがち
・これらの課題は地域で生活している人々が最初に気づくもの，身近でなければ早期発見が困難

3　新たな支え合いの必要性
・課題を解決していくには地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合い解決に向かうような仕組みづくりが必要
・社会環境が大きく変化する中，すべての県民が地域で安心して暮らしていくため，住民主体による地域での支え合いを中心とした地域福祉の推進が重要

4　市町村による地域福祉計画の策定状況
（1）県内市町村の策定状況
・県内市町村策定率の地域福祉計画策定率45.7%（平成27年9月末）
・全国市町村策定率68.4%（平成27年3月末）と比べて低い水準
（2）住民参加による計画策定の重要性
・地域住民が福祉の担い手として積極的に参画すること
・地域住民と行政や民間団体等が協働で地域の課題解決に取り組むこと
（3）社会福祉協議会との協働による計画の策定について

計画の基本的な考え方 ［第3章］

基本理念

すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

基本目標

1．小地域福祉活動の展開
①地域住民を主体とした支え合い活動
・地域住民による地域づくり推進のため「市町村地域福祉計画」の策定を支援
・小地域単位での生活課題の共有と課題解決に向けた取組を推進
②行政等との連携による取組
・小地域福祉活動の基盤整備と圏域毎に行政，社協等の適切な連携が必要

2　ネットワークによる活動の促進
・小地域福祉活動組織が重層的なネットワークの構築
・コミュニティソーシャルワークの視点を持つ人材の育成

3　東日本大震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生
・被災地において地域住民が地域コミュニティを再構築するための取組を支援，地域福祉のモデルとなる被災地の取組を全県に展開

計画の位置づけと役割

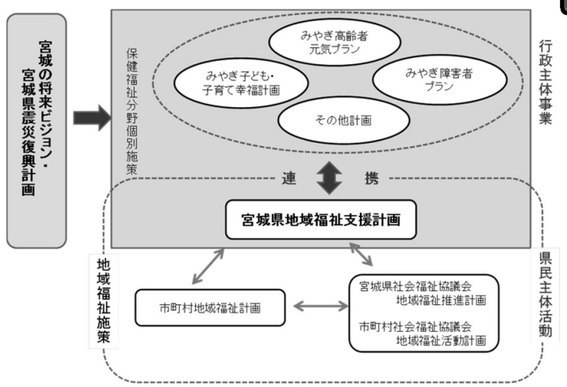

地域福祉活動の展開イメージ

計画の推進 ［第5章］

1．市町村への支援と連携
（1）地域福祉計画の策定支援
・ガイドラインの作成や研修会の開催
（2）社会福祉協議会との連携強化と人材育成
・コミュニティソーシャルワークに関する研修会の開催
（3）普及啓発
・地域福祉活動に取り組む主体の交流会・学習会の開催

2．地域福祉を支える関係機関への支援と連携
（1）宮城県社会福祉協議会　（2）市町村社会福祉協議会
（3）民生委員・児童委員　（4）NPO・ボランティア団体
（5）社会福祉施設　（6）社会福祉法人
（7）企業等

市町村地域福祉計画の策定支援（ガイドライン）［第6章］

1．市町村地域福祉計画策定の趣旨　2．地域福祉計画の内容
3．分野別の地域福祉施策　4．策定の手順

支援施策の展開 ［第4章］

1．共に協力し支え合う地域づくり

◆少子高齢化や核家族化等の生活形態の変化や，障害者の地域生活への移行が進む中で，誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくため，地域全体での支え合いが必要
（1）新しい地域コミュニティの構築
・関係機関と連携し，小地域福祉活動を推進するためのネットワークづくり等を支援
・災害公営住宅等におけるコミュニティ活動を活性化する取組を支援
（2）交流の場づくり
・地域の交流活動を行う団体の取組を支援
・被災地における見守り活動や住民同士の支え合い活動を支援
（3）安全安心な暮らしの確保
①災害時要配慮者支援体制の整備
②災害ボランティアの受け入れ体制の整備
③子どもを安心して育てることができる地域づくり
④高齢者が安心して暮らせる地域づくり
⑤障害があっても安心して生活できる地域づくり
⑥犯罪や非行のない地域づくり

2．地域福祉を担う人づくり

◆地域福祉を推進していくため，多くの人々が福祉活動の担い手として活動していくことが望まれる。また，福祉サービスを必要としている人が，安心して良質なサービスを受けることができるよう，福祉・介護サービスに従事する人材の資質の向上が必要
（1）生涯を通じた福祉学習の推進
・従来からの福祉教育のほか，震災の経験を踏まえた「防災教育」の面からの福祉教育の推進
（2）豊かな心を育む福祉教育の充実
・福祉課題への関心と理解を深めるため，子どもや地域住民への学習機会の提供など，「福祉のまちづくり」の取組を推進
（3）福祉従事者の人材育成
・福祉サービスの担い手の資質向上のための研修と福祉人材センターと連携した人材確保
・コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・配置
（4）ボランティアやNPO活動の推進
・震災の経験を踏まえたボランティアやNPOの活動支援と連携

3．地域福祉サービスの基盤づくり

◆地域での支え合い体制づくりと多職種連携体制の確立により，保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアの構築を推進
（1）保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくり
・宮城の将来ビジョン，福祉関係計画等の実現のため各種の取組を推進
・被災者の生活環境の確保に努めるとともに，だれもが住みよい地域社会の構築に向けた取組を推進
・高齢者の見守りや生活支援など地域での支え合い体制を地域包括ケアの構築につなげていけるよう支援
（2）だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進
・バリアフリーへの理解を深めるなど「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を推進
（3）福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供の充実
・第三者評価の普及啓発等による福祉サービスの質の向上
（4）権利擁護体制の整備
・要支援者に対する日常生活の自立支援や成年後見制度の適正な利用の推進
・人権尊重思想の普及啓発により差別や偏見，不当な扱いをなくすよう働きかけ
（5）生活困窮者自立支援の推進
・関係機関との連携により支援対象者に適切な支援を実施

4．被災地のコミュニティ形成と健康づくり

◆震災からの復興に向けた活動や，被災者等のストレスを軽減し健康に生活できるよう支援が必要
（1）地域コミュニティの再構築
・NPOの育成や地域住民によるコミュニティ形成のための人材の育成
・被災地での地域の支え合い活動を全県的な取組として展開
（2）心と身体の健康づくり
・心のケアのための相談体制の充実等
・健康調査や健康支援事業による健康状態の把握と健康維持